

取締役会の実効性の分析・評価

2017年度における当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

1. 分析・評価の方法

2018年2月から3月にかけて、取締役会事務局が作成した「自己評価書」を全役員に配布し、回答を得ました。その回答にもとづいて、取締役会議長を中心に、分析・評価をおこないました。

○「自己評価書」の主な項目は次のとおりです。

- ◇ 取締役会の構成
 - ・取締役の員数は適切か？
 - ・資質を備えた独立社外取締役が十分な人数確保されているか？
- ◇ 取締役会の運営
 - ・取締役会に付議される事項の範囲は適切か？
 - ・十分な範囲・内容の事項が取締役会に報告されているか？
 - ・取締役会資料は必要十分な情報が網羅されているか？
 - ・取締役会において、オープンで活発な議論が行われるような議事運営がされているか？
- ◇ 社外役員(取締役・監査役)に対する情報提供
 - ・取締役会の開催の前に、審議事項について事前説明が行われているか？
 - ・当社およびグループの直面する経営課題やコンプライアンス上の問題に対する情報は十分に提供されているか？またその内容や量は適切か？
 - ・社外取締役と各監査部門との連携は確保されているか？
- ◇ 前年度からの改善状況
 - ・要改善事項とその後の対応について、改善状況は？
- ◇ 総合評価
 - ・当社の取締役会は、全体としてその役割・責務を実務的に果たしているといえるか？

2. 分析・評価の結果の概要

実効性を高めるために改善を要すると指摘がなされた項目もありましたが、全体として「概ね適切である」との評価があり、前年度と同等の評価結果となりました。昨年度課題としていた、リスク度の高い報告事項についての報告体制を整え、取締役会での検討を強化するについては、四半期ごとにグループ全体のリスクの動向について取締役会に報告を実施しました。

また、社外取締役、監査役、代表取締役との意見交換会を定例的に実施し、意見交換を活発化させています。

さらに今回の指摘事項について検討の結果、次のような事項を改善し、より取締役会の実効性を高めたいと考えております。

3. 分析・評価を踏まえた今後の対応

- ① 取締役の員数については、実質的議論を確保するという観点から、今後検討していく。
- ② 各事業会社の具体的な成長戦略の構築に向け、さらに活発な意見交換や建設的な議論が必要である。
- ③ 取締役各人が発言の機会を増やし、意見交換や議論を活発化する。
- ④ 当社と事業会社の兼務役員は、当社の取締役として現状の課題等について積極的に報告を実施する必要がある。